

大個審答申第 110 号
平成 30 年 3 月 28 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 28 年 6 月 9 日付け大健こ第 45 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が平成 28 年 3 月 24 日付け大健こ第 639 号により行った開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 28 年 2 月 12 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 22 年 5 月から平成 25 年 4 月の、生活保護受給期間内に、受診させて頂きました、全ての医療機関の診療報酬明細書他、私が、請求でき得る限りの、全ての、個人情報」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「診療報酬明細書（平成 22 年 5 月～平成 25 年 4 月分）調剤報酬明細書（平成 22 年 5 月～平成 25 年 4 月分）ただし、自立支援医療費（精神通院医療）を支給したもの」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 28 年 3 月 31 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、次のとおりである。

平成 22 年 6 月分の診療報酬明細書の開示決定を求める。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、次のとおりである。

1 本件情報について

本件情報は、異議申立人に対し自立支援医療費（精神通院医療）を助成した平成 22 年 5 月から平成 25 年 4 月までの異議申立人に係る診療報酬明細書及び調剤報酬明細書である。当該明細書は、医療機関が社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を通じて本市に医療費の支払いを請求する際に送付する、医療費の明細を記したものであるが、平成 22 年 5 月の調剤報酬明細書、平成 22 年 6 月の診療報酬明細書、平成 23 年 2 月の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書については医療機関から医療費の支払いの請求を受けていないため本市は保有していない。

2 本件決定を行った理由

本件請求については、開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項」の欄に「平成 22 年 5 月から平成 25 年 4 月の、生活保護受給期間内に、受診させて頂きました、全ての医療機関の診療報酬明細書他、私が、請求でき得る限りの、全ての、個人情報」とあることから本件情報を特定し、本件情報には非開示情報が記録されていないことから、本件決定を行ったものである。

3 異議申立人の主張する平成 22 年 6 月分の診療報酬明細書について

異議申立人は、異議申立書において、平成 22 年 6 月分の診療報酬明細書を開示することを求めている。

しかし、前記 1 で述べたとおり平成 22 年 6 月分の診療報酬明細書は医療機関から本市に送付されていないため保有していない。

そこで、平成 28 年 6 月及び 7 月、平成 29 年 4 月に電話で異議申立人に対し、非開示決定を行ったものではなく、そもそも平成 22 年 6 月分の診療報酬明細書は医療機関から本市に送付されていないため保有していない旨を説明したが、依然として理解を得られていない。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件情報について

本件情報は、実施機関が異議申立人に対し自立支援医療費（精神通院医療）を助成した平成 22 年 5 月から平成 25 年 4 月までの異議申立人に係る診療報酬明細書及び調剤報酬明細書である。当該明細書は、医療機関が支払基金を通じて実施機関に診療報酬又は調剤報酬の支払いを請求する際に送付する、異議申立人に対する診療行為又は調剤行為の明細を記したものである。

3 争点

異議申立人は、前記第 3 のとおり、異議申立人に係る平成 22 年 6 月分の診療報酬明細書の開示決定を求めているのに対し、実施機関は、異議申立人に係る平成 22 年 6 月分の診療報酬明細書は医療機関から実施機関に送付されていないため保有していないと主張している。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、異議申立人に係る平成 22 年 6 月分の診療報酬明細書の存否である。

4 平成 22 年 6 月分の診療報酬明細書の存否について

(1) 実施機関によると、本件請求に係る保有個人情報として本件情報を特定したものの、平成 22 年 5 月分の調剤報酬明細書、平成 22 年 6 月分の診療報酬明細書、平成 23 年 2 月分の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書は存在しなかった。しかしながら、本件情報のうち、平成 22 年 7 月分の調剤報酬明細書に、平成 22 年 6 月に異議申立人に対して処方をしている記録が存在していることから、異議申立人が受診していた診療所（以下「本件医療機関」という。）が、平成 22 年 6 月に異議申立人を診療した可能性があるため、平成 28 年 2 月に、実施機関が本件医療機関に対して電話で問い合わせたところ、平成 22 年 6 月は、診療報酬の支払いの請求をしていないとのことであった。

(2) そこで、当審議会が、実施機関に対して確認したところ次のとおりであった。

ア 受診者が医療機関を受診してから診療報酬明細書が実施機関へ送付されるまでの一連の流れについて

(ア) 健康局健康推進部こころの健康センターが保有する診療報酬明細書は、自立支援医療（精神通院医療）を受給中であって、かつ生活保護受給者（以下「助成対象者」という。）のものに限られる。

(イ) 医療機関は、原則として診療月の翌月 10 日までに当該助成対象者に係る診療報酬明細書を支払基金に提出する。

(ウ) 支払基金が審査を行ったのち、医療機関に対し診療報酬を支払う。

(エ) その後、支払基金が医療機関に対し診療報酬を支払った者に係る診療報酬明細書を診療月の翌々月に実施機関に送付する。

イ 実施機関が保有する診療報酬明細書の保存方法について

平成 23 年度分までのものは紙媒体で保存し、平成 24 年度分以降は電磁的記録（CSV ファイル及び PDF ファイル）で保存している。

また、紙媒体の診療報酬明細書は、支払基金から送付されたすべての診療報酬

明細書を、医療機関ごとに結束の上、支払月別に段ボール箱に入れて保存しており、電磁的記録で保存している診療報酬明細書は、すべての診療報酬明細書が、支払基金から送付された記録媒体（CD 又は DVD）に格納されている。

ウ 異議申立人に係る診療報酬明細書を特定した方法について

(ア) 紙媒体で保存している診療報酬明細書について

診療報酬明細書を保存している段ボール箱のうち、異議申立人が開示請求書で指定した期間のものから異議申立人が受診していた医療機関の診療報酬明細書を取り出し、そこから異議申立人のものを抽出した。

なお、当該期間内で異議申立人に係る診療報酬明細書が見当たらない場合は、総合福祉システムにより支払履歴がない（医療機関から診療報酬明細書の提出がない）ことを確認した。

(イ) 電磁的記録で保存している診療報酬明細書について

当該期間内に支払基金から送付されたすべての電磁的記録（CSV ファイル）についてエクセルの検索機能を用いて異議申立人の氏名及び生年月日で検索を行い、異議申立人のものを特定した。

なお、対象期間内で、診療報酬明細書を電磁的記録で保存している平成 24 年 4 月から平成 25 年 4 月までの異議申立人に係る診療報酬明細書は、すべての月で存在したことから、総合福祉システムによる支払履歴の有無の確認は行っていない。

(3) また、平成 30 年 2 月に再度、実施機関が本件医療機関に対し、平成 22 年 6 月に異議申立人を診療した事実及び同月分の診療報酬の支払いの請求の有無について、電話で問い合わせたところ、本件医療機関が異議申立人を診療した事実があったものの、当該診療に係る診療報酬の支払いの請求はしていないとのことであった。

(4) 前記(1)から(3)を踏まえると、異議申立人に係る平成 22 年 6 月分の診療報酬明細書は存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

5 答申に至る手続について

当審議会において、異議申立人に対して口頭意見陳述及び反論書の提出の希望の有無について3回照会を行ったが、異議申立人より回答がなかったことから、異議申立人は口頭意見陳述及び反論書の提出を希望しないものと判断し、答申に至った。

6 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子

(参考) 調査審議の経過 平成 28 年度諮問受理第 6 号

年 月 日	経 過
平成 28 年 6 月 9 日	諮問書の受理
平成 29 年 11 月 1 日	実施機関から意見書の収受
平成 29 年 11 月 8 日	調査審議
平成 30 年 1 月 10 日	調査審議
平成 30 年 1 月 31 日	調査審議
平成 30 年 2 月 28 日	調査審議
平成 30 年 3 月 23 日	調査審議
平成 30 年 3 月 28 日	答申